

25. ナシ紅粒がんしゅ病の発病園では、せん定枝の園外処分が必要

1. 背景とねらい

紅粒がんしゅ病は、ナシ枝を枯死させるマイナー病害として知られているが、せん定枝をほ場内でトリチュレーターによって裁断処理しているナシ園で近年多発傾向にある。

そこで、発病した園のせん定枝を樹冠下に放置した場合の伝染源としての可能性を明らかにする。

2. 成果の内容

- 1) 紅粒がんしゅ病の発病樹では、病斑から先の枝が全て枯死し、病斑部の周縁にオレンジ色の粒状の病徴が認められる（図 1, 図 2）。
- 2) 現地のは場内に放置されたせん定枝には、紅粒がんしゅ病が高率に発生している。また、せん定枝での発病が多いほ場は、ナシ樹での発病も多い傾向が認められる（表 1, 図 3）。
- 3) ナシ樹の周辺に、発病園から持ち帰ったせん定枝を配置して管理した結果、処理 3 年目には 33%の樹で発病が認められた。（表 2）。
- 4) 以上の結果から、紅粒がんしゅ病の発病園では、ほ場に放置されたせん定枝が伝染源になっていると考えられる。このため、紅粒がんしゅ病の発病園では、せん定枝をトリチュレーターなどで裁断処理せずには場外に持ち出して、菌密度の低下に努める必要がある。

3. 利用上の留意点

紅粒がんしゅ病は、感染から半年以上経過後に発病する。このため、防除効果が認められるまでには長期間を要するので、せん定枝の持ち出しは継年的に行う。

(果樹研究部)

4. 具体的データ



図1 紅粒がんしゅ病による枝の枯死



図2 枝の切り口に発生した紅粒がんしゅ病の病徴

表1 現地ほ場における紅粒がんしゅ病の発病状況

調査ほ場	ナシ樹での発病状況			せん定枝での発病状況	
	調査樹数	発病か所数	発病樹率(%)	調査枝数	発病枝率(%)
Aほ場	50	19	26	68	68
Bほ場	50	7	8	104	69
Cほ場	50	0	0	73	8
Dほ場	50	4	8	74	28
Eほ場	50	22	28	70	74
Fほ場	50	43	42	71	51
Gほ場	75	39	36	64	52
Hほ場	56	0	0	82	34



図3 せん定枝に発生した紅粒がんしゅ病の病徴

表2 罹病せん定枝が発病に及ぼす影響

試験区	調査樹数	H16.12.13	H17.12.9	H18.12.21
		発病樹率(%)	発病樹率(%)	発病樹率(%)
罹病せん定枝配置区	12	0	25	33
無配置区	11	0	0	0

注) H16.2.25から試験開始